

2023年04月30日

ち え の わ 千 工 の 話 (その78)

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局ニュース(文責 鈴木)

*水俣病溝口訴訟弁護団は、2013/04/16最高裁判決で勝ち取った成果を、この社会で実現化するまで、弁護団として活動を続けて行きます。今後も、多くの方々のご支援、ご鞭撻をお願いします。

蒲島郁夫熊本県知事が、5月1日水俣病犠牲者慰霊式で述べている「祈りの言葉」はその場しのぎの“御題目”にすぎない！

<実態からかけ離れた「祈りの言葉」>

本年5月1日、4年ぶりに通常規模での水俣病犠牲者慰霊式が開催されます。

慰霊式では毎年、蒲島郁夫熊本県知事も「祈りの言葉」を述べており、その中で「水俣病は私の政治の原点」「患者に寄り添う」等の発言を繰り返しています。

しかし、実際の訴訟や行政不服審査、県交渉などで熊本県が水俣病被害者に見せる対応は、蒲島知事の「祈りの言葉」とは、大きくかけ離れていると言わざるを得ません。また、2009年特措法で明らかになった、メチル水銀ばく露の実態に真摯に向き合っているとも思えません。

今年の2月に、母親の水俣病認定を求めて本人訴訟を闘っている倉本ユキ海さんが、蒲島知事がこれまで述べてきた「祈りの言葉」と、熊本県の実際の対応との乖離について質問状を蒲島知事に送り文書による回答を求めました。

しかし熊本県は、裁判で係争中の当事者であるからと、回答を拒否してきました。

なぜ、「祈りの言葉」に関する質問が、訴訟中の人には答えられないのか、私たちには理解・納得ができません。それならば、裁判の当事者ではない者が質問状を出してみよう、という提案があり、鈴木名で昨年の蒲島知事の「祈りの言葉」を踏まえた、下記のような公開質問状を送りました。これに対して4月18日付けで蒲島県知事名での回答がありましたので、報告をいたします。

<公開質問状>

2023年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

鈴木 多賀志

蒲島熊本県知事におかれましては、ますます

御健勝のことと、お慶び申し上げます。

私は、生業の傍ら水俣病被害者の支援活動していますが、水俣病事件は1956年のいわゆる公式確認から67年の歳月を経ても、未だに水俣病被害の補償・救済を求めて公健法の認定申請や訴訟、行政不服審査が各地で続いており、この現状を大変憂えています。

蒲島知事は、水俣病は「私の政治の原点」と、再三にわたり表明されています。

昨年の5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の「祈りの言葉」では、蒲島知事は、「水俣病に対する悔やみきれない反省と自戒の念を持って、県政の課題に対応しています」、「県民の命と健康を守るため、あらゆる手段を尽くして迅速に対応する。私は、この初動対応の重要性をしっかりと胸に刻み、今後も引き続き県政に取り組んで参ります」、「私は、これからも水俣病の被害者の方々に寄り添いながら、水俣病問題の解決のために全力を尽くして参ります」と発言されています。

しかし、現実には、水俣病の病像についてさえ、熊本県や国は1977年判断条件に固執し続けており、近年になって公的な医療機関の診断に基づくデータが蓄積されてきているのにもかかわらず、その知見が熊本県の水俣病施策に全く反映されず、未だに被害者と熊本県の間でもその病像について争う状況が続いています。

私は、蒲島知事が「祈りの言葉」で述べられていることと、現実の熊本県の水俣病被害者への対応とは、大きくかけ離れていると考えます。

そこで、現在特に課題となっている点に絞って、蒲島県知事の見解を直接お聞きしたく、以下の質問をいたします。

1 2009年特措法で、公的診断と主治医診断の双方で四肢末梢優位または全身性の感覚障害が認められ一時金該当になった人は、裁判での和解を除いても熊本県だけでも19,306人になります。このうち、水俣市で一時金の該当となった人は6,046人、芦北町で6,149人、津奈木町で2,351人、上天草市で1,387人、天草市で3,040人となっています。

特措法の対象は実質40歳以上です。2010年の国勢調査の調査結果をもとに、これらの地域で40歳以上で特措法の一時的金該当となった人の割合、すなわち四肢末梢優位または全身性の感覚障害が公的診断と主治医診断の双方で確認された人の割合は、水俣市で33.4%、芦北町で45.3%、津奈木町で68.6%、上天草市で6.8%、天草市で5%になります。

一方で、熊本県内の他の地域での調査（熊本大学医学部 熊本俊秀ら「水俣病に関する総合的研究」平成4年度）では、被験者1270人に対して四肢末梢性の感覚障害が認められた人は3人であり、その割合は0.2%しかありません。両者の差は歴然としています。

両地域の違いはメチル水銀の汚染があったか否かです。そのメチル水銀の発生源は、チッソ水俣工場が垂れ流し、熊本県や国が止めなかった水俣工場の排水です。不知火海沿岸地域で多発している感覚障害は、チッソ水俣工場の排水（メチル水銀）に起因する公害病、すなわち水俣病と考えるのが自然かつ合理的だと私は考えます。

また、環境省は、メチル水銀の影響が50%以上であれば水俣病患者と認定すると述べています。

そして上記の5市町での特措法の一時的金対象者の人数と、当該市町の40歳以上の人口から、一時金対象者以外には水俣病にみられる感覚障害がないと仮定して、メチル水銀の影響の原因確率を計算すると、いずれの市町でも95%以上となり、本来、水俣病と認定すべき人たちであることが分かります。実際には、このほかに認定患者も医療手帳患者もいるので、原因確率はもっと高く100%に近くなります。

しかし、熊本県は、こうした感覚障害が認められた人々を水俣病とは認めようとはしていません。

蒲島知事は「県民の命と健康を守るため、あらゆる手段を尽くして迅速に対応する」と述べておられます。

不知火海沿岸で、これだけ広範囲に多くの人々に健康障害が現れているのですから、その原因がメチル水銀の影響でないならば、県民の命と健康を守るために、その原因を明らかにして対応する責務が蒲島知事にはあると考えます。

質問(1) この不知火海沿岸で多発している健康被害は、チッソ水俣工場排水のメチル水銀に起因する公害病、すなわち水俣病でなければ、どんな病気、何が原因なのでしょう。

2 2009年特措法の受給対象者は「過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者」とされています。

そして、当該感覚障害の原因が他疾患と診断された場合には、受給対象とはなりません。

質問(2) 上記の人々が水俣病ではないとするならば、その根拠は何なのか、メチル水銀の影響が50%以下だと言うのであれば、その科学的根拠を示してください。

3 また、2009年特措法の「指定地域」以外で一時的金該当者となった人は、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の原告が居住していた地域に限って公表されただけでも、熊本県内だけで570人以上もいます。

質問(3) こうした事実を踏まえれば、2009年特措法の「指定地域」は、あまりにも範囲が狭すぎると思われませんが、蒲島知事は何を根拠に現在の指定地域が適切だと考えておられるのでしょうか。

4 蒲島知事は、「私は、これからも水俣病の被害者の方々に寄り添いながら、水俣病問題の解決のために全力を尽くして参ります」と述べておられます。

そのためには、今現実起きています事実と真摯に向き合うことが必須だと思います。

質問(4) 本来水俣病患者として認められるべきなのに認められずにいる人々が、熊本県ではまだ少なくとも1900人以上いるというデータが明らかになっているのに、水俣病認定のあり方について何ら見直そうとしない熊本県の態度は、被害者の方々に寄り添っているのでしょうか。

蒲島知事の所見をお伺いします。

蒲島知事はさらに「祈りの言葉」のなかで「今後も、患者の皆様とその御家族の御希望を丁寧に汲み取り、国や市・町、地元関係者の皆様とともに、不安の解消に向けて取り組んで参ります」と発言されていますが、人は自分の身の周りで起きていることについて、十分に正確な情報を得られないかぎり、その不安を解消することはできません。

本件の質問内容は、私一人だけではなく水俣病や熊本県行政に関心を持っている多くの方々にも共通している疑問だと思います。

よって公開質問としました。この質問状と蒲島知事の回答は、本年の水俣病犠牲者慰霊式に間に合うように広く公開したいと思っておりますので、4月20日までに文書による回答をお願いします。

以上

<蒲島県知事からの回答書>

このたび、鈴木様から頂戴しました御質問につきまして、次のとおり回答させていただきます。

まず、御質問に出てくる特措法の成立経緯やその趣旨について、改めて御説明します。

平成16年の関西訴訟最高裁判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって、多くの方々が救済を求められ、その解決には長い期間を要することが見込まれていました。特措法は、この多くの

方々の早期救済を求める切実な思いに応えるために制定されました。

このように、特措法による救済は、公健法の判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、救済を図るものでした。

次に、特措法における対象地域は、1年以上の居住の事実さえ確認できれば、多食の可能性を示す資料をお示し頂かなくてもよいとすることで、申請者の方々の負担軽減及び救済の迅速化を図るために設定されたものです。

また、対象地域外にお住まいの方についても、多食の可能性について、個別に丁寧な審査を行いました。

なお、具体的な対象地域については、県だけの判断で一方向的に「線引き」するのではなく、公健法の認定患者が居住されていた地域を基準として、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟に関する熊本地裁の和解所見や、被害者団体の意見を踏まえて定めたものです。

また、特措法の症候要件については、公的検診と提出診断書により、一定の症候が確認できれば、救済の対象としました。公健法においては、メチル水銀のばく露と症候、そして、それらの因果関係を含めて総合的に判断しているのに対し、特措法においては、公健法のような審査は行わず、疫学要件と一定の症候により迅速に幅広く救済が行われました。

私が知事に就任した平成20年当時は、4千人を超える方々が公健法に基づく認定申請をされており、裁判においても多くの方々が救済を求めておられました。

その切実な声に応えるため、私は特措法の成立に全力を傾けました。特措法の成立後は、あたら限りの救済を行うため、可能な限りの周知に取り組みました。その結果、本県だけでも3万7千人を超える方々が救済されました。

ただ、今も、公健法に基づく認定申請や裁判に救済を求める方がおられます。

県としては、申請される方がいらっしゃる限り、平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、引き続き丁寧に審査を進めて参ります。

また、胎児性・小児性患者の方々にも、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御本人や御家族

の希望を丁寧に汲み取りながら日常生活を支援して参ります。

なお、本件について、御不明の点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

令和5年(2023年)4月18日
熊本県知事 蒲島郁夫

担当課 水俣病保健課 TEL:096-333-2305(直通)
水俣病審査課 TEL:096-333-2282(直通)

<質問に正面から答えない県知事回答>

蒲島県知事の回答書は、質問(1)、(2)、(4)には正面から回答していません。

それでも回答書と2009年特措法の結果から浮かび上がってくるのは、メチル水銀汚染地域に1年以上の居住歴がある人には、魚介類の「多食」に関係なく、四肢末梢優位または全身性の感覚障害(以下「当該感覚障害」と記述します)の発生が多発している、という事実です。

また、特措法では、居住期間についても「水俣病を発症しうる高濃度の汚染」であったと、国や熊本県が根拠なく限定する時期に限られています。

すなわち、昭和30年頃にメチル水銀汚染地域に1年以上生活をしていた人は、特別な事情がない限り、当該感覚障害の健康被害を発症するだけのメチル水銀ばく露を受けていた、という事実が明らかになっているのです。

回答書では「多食の可能性を示す資料をお示し頂かなくてもよい」と述べています(「魚介類摂取等申立書」の提出は必要です)が、「多食の可能性を示す資料」とは何なのでしょう。どのくらい「多食」したことを示さなければならぬのでしょうか。

そもそも、水俣市周辺で40代以上の住民の5割から7割に、公的診断か主治医診断のいずれかで感覚障害が認められている事実は、発症するだけの曝露を受けていたのであり、ばく露の要件に「多食」を持ち出すのは、メチル水銀ばく

露を否定するための恣意的な後付けでしかありません。

不知火海沿岸の地域でメチル水銀にばく露する経路は、魚介類を通じた経口摂取しかありません。そして、経口摂取したメチル水銀の影響により発症した健康被害が水俣病の定義です。

「公健法の判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々」とは、一体どんな病気の人々なのでしょう。

回答書によると蒲島県知事が就任した2008年には、水俣病認定を求める申請者が4000人を超えていたそうです。それから15年間を経た今日(2023年3月末)までに熊本県が水俣病患者と認めた人は、13人しかいません。

本来ならば、チッソ水俣病関西訴訟の最高裁判決のあった2004年、遅くとも2013年のFさん訴訟・溝口訴訟の最高裁判決を踏まえて、公健法の水俣病認定基準を見直していれば、「公式確認」から67年の歳月を経ても、訴訟や行政不服審査が各地で続く、今日のような事態にはなっていません。公健法の目的「健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る」から明らかに逸脱しています。

これが回答書に言う「平成25年の最高裁判決を最大限尊重し、引き続き丁寧に審査を進めて参る」姿なのでしょう。

また、質問(3)に対しては、特措法の指定地域については患者団体の意見も踏まえている、と責任回避をしています。

しかし、指定地域外にも被害が広がっている現状が明らかになった今、指定地域の範囲を見直して、新たな施策をする責務が熊本県にはあります。

私たちは、熊本県の欺瞞的態度を明らかにし、各地の訴訟や行政不服審査の活動とも連帯して闘いを続けていきたいと思えます

水俣病溝口訴訟弁護団東京事務局 郵振口座：00130-9-482335「水俣病行政訴訟事務局」

〒337-0033さいたま市見沼区御蔵1247-8 鈴村多賀志方 FAX：048-683-7098

<http://mizoguchisaiban.o.oo7.jp/index.htm>

「チエの話」それは溝口チエさんの話、「知恵の輪」それは一見複雑だが実は単純なカラクリ、

「知恵の環」それは不条理を許さない人々の繋がり、「千重の和」それは向き合うことの積み重ね